

三世代同居等支援事業について ～令和6年4月1日より一部要件が変更になりました～

問合先 地域共生推進課

三世代同居等支援事業

子どもを安心して産み育てられ、高齢者などが安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るために、高齢者世帯と同居または近居することとされた子ども・孫世帯に対して、転入転居費用の一部（※1）を限度額10万円とし、助成する事業です。

申請するには、子ども・孫世帯・高齢者世帯・転入転居する住宅が要件を満たしていることが必要です。

【すべての世帯の共通要件】

申込者（子ども・孫世帯）と高齢者世帯が居住する住宅の距離は、直線距離でおおむね3.0km以内または同一中学校区域内であること

※その他、高齢者世帯の要件、子ども・孫世帯の要件、転入転居する住宅の要件はホームページをご覧ください。



ホームページ▶

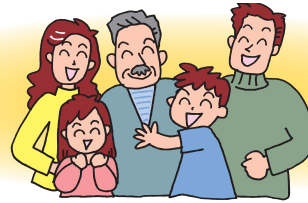
（※1）「転入転居費用」…

●持家の場合…住宅の新築・増築・建て替えに要する費用（リフォームは対象外）または住宅を購入する費用

●貸家の場合…賃貸借契約に要する費用（敷金・礼金・権利金・仲介手数料）

（※2）…直線距離がおおむね3.0km以内または同一中学校区域内

（※3）…高齢者世帯による市外からの転入は不可



※要件変更の周知期間を考慮し、申請期限を転入転居から「6ヵ月以内」としているところを、今年度に限り「14ヵ月以内」まで延長します。詳しくは問い合わせてください。

要件変更ポイント

●高齢者世帯について、「子ども世帯と親子関係にある世帯」から「子ども世帯のどちらかの親もしくは孫世帯の祖父または祖母が含まれる世帯」へ変更となりました。

●子ども世帯について、「18歳以下の子どもとその親を含む世帯員で構成される世帯」から「18歳以下の子どもとその親を含む世帯員で構成される世帯または夫婦ともに40歳未満である世帯」へ変更となりました。また、孫世帯も対象になりました。

●近居について、「高齢者世帯と子ども世帯がより近居すること」から「近居の範囲内（※2）であれば高齢者世帯から遠ざかる転居であっても可能」へ変更となりました。

●転入転居について、「子ども世帯が高齢者世帯と同居又は近居するために転入転居すること」から「子ども・孫世帯が転入転居または高齢者世帯が転居（※3）すること」へ変更となりました。

●助成対象者について、「転入転居をし、その費用を支払った子ども世帯の世帯主」から「転入転居にかかる費用を支払った子ども・孫世帯の構成員」へ変更となりました。

「こども家庭課（こども未来センター）」を設置しました

妊娠・出産・育児などそれぞれの段階に応じた切れ目のない支援と子育て世代に対する包括的な支援を行うため、子育て支援課の一部の業務（家庭児童相談など）と健康推進課の一部の業務（母子保健事業など）を統合し、令和6年4月1日よりこども家庭課（こども未来センター）を市役所本庁3階に設置しました。こども相談係と母子保健係で主に下記の支援を行っています。

こども家庭課では、妊娠・出産・育児に関する相談を受け付けているので、気軽に相談してください。

問合先 こども家庭課 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。



こども家庭課

こども相談係

母子保健係



◀市ホームページ

- 家庭児童相談室についてのこと
- 要保護児童対策についてのこと
- 子育て支援短期利用（ショートステイ）についてのこと
- 養育支援訪問についてのこと
- ヤングケアラーについてのこと
- 妊産婦・子ども（乳幼児）の健診についてのこと
- 子どもの予防接種についてのこと
- 産後ケア事業についてのこと
- 助産施設入所措置についてのこと
- 出産・子育て応援事業についてのこと
- 不妊治療支援についてのこと
- 妊産婦タクシー利用についてのこと